

荒尾市温浴・宿泊施設の誘致に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の指定区域に温浴施設又は宿泊施設を設置する者に対して必要な助成措置を行うことにより、これらの施設の立地を促進し、広大な空間を活用しながら、市民及び来訪者に愛されるまちづくり並びに持続的な地域経済の発展を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定区域 荒尾都市計画事業南新地土地区画整理事業地内をいう。
- (2) 温浴事業 温浴業のうち、規則で定める事業をいう。
- (3) 温浴施設 温浴事業の用に供する施設及びその同一敷地内の附属施設をいう。
- (4) 宿泊事業 宿泊業のうち、規則で定める事業をいう。
- (5) 宿泊施設 宿泊事業の用に供する施設及びその同一敷地内の附属施設をいう。
- (6) 事業者 指定区域に温浴施設、宿泊施設又はその両方（以下「施設等」という。）を新設する者で、市との間に施設等の立地に関する協定（以下「立地協定」という。）を締結するものをいう。
- (7) 新規雇用者 新設する施設等の操業に伴い、新たに雇用される者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条第1号の日日雇い入れられる者を除く。）をいう。
- (8) 投下固定資産額 新設する施設等の操業開始の日までに取得した固定資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する家屋及び償却資産をいう。）で、市長が認定した額をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、立地協定を締結した日又は用地を取得した日のいずれか遅い日から5年以内に施設等の操業を開始する者とする。

- (1) 新規雇用者が5人以上であること。
- (2) 投下固定資産額が1億円以上であること。

(施設等の指定)

第4条 前条の要件に該当し、補助金の交付を受けようとする事業者は、新設しようとする施設等について、規則で定めるところにより、市長の指定を受けなければならない。

2 市長は、指定の際、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付)

第5条 市長は、前条の規定により指定を受けた事業者(以下「指定事業者」という。)に対し、次に掲げる補助金を交付することができる。

- (1) 雇用促進補助金
- (2) 投下固定資産取得費補助金

(雇用促進補助金)

第6条 雇用促進補助金の額は、指定事業者が雇用した新規雇用者のうち、市内に住所を有する者1人当たり30万円(新規雇用者が労働基準法第14条に規定する労働契約において期間の定めのない雇用者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者として雇用されている者を含む。)以外にあっては15万円)を乗じて得た額(その額が1千5百万円を超えるときは、1千5百万円を限度とする。)とする。

2 前項の雇用促進補助金は、新設した施設等の操業から1年後の時点において、3か月以上継続して雇用されている者の総数を対象とする。

(投下固定資産取得費補助金)

第7条 投下固定資産取得費補助金の額は、投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額(その額が5千万円を超えるとき

は、5千万円を限度とする。) とする。

(計画の変更)

第8条 指定事業者は、当該施設等の立地の計画を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項に規定する指定を取り消し、若しくは補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は補助金の交付の条件に違反したとき。
- (2) 施設等を事業の目的のために使用せず、他の用途に供したとき。
- (3) 補助金の交付後5年以内に事業の廃止又は休止があったとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(地位の承継)

第10条 指定事業者の地位は、施設等の相続、合併、譲渡その他特別な理由がある場合には承継することができる。

2 前項の地位承継に当たっては、指定事業者はその旨を市長に届けなければならない。

(検査)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、指定事業者に対し、施設等の事業概要及び経理状況等について説明を求め、又は検査を行うことができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。